

第1章 策定の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

県では、平成15年2月に策定した「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」（以下「基本指針」という。）について、平成19年12月に見直しを行い、食品の「安全」と「安心」の2つの視点を新たに規定し、施策の柱を8本から6本に再編するなど大幅な改定を行いました。さらに、この改定した基本指針に基づき、平成20年度から平成22年度までの3年間の計画期間と定め、具体的な施策の内容や数値目標などを盛り込んだ「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針に基づく施策の実施計画」（以下「計画」という。）を策定して、関係者の連携のもと、生産から消費に至る総合的な安全確保対策を実施してまいりました。

この間、食を取り巻く環境にも変化が生じ、輸入食品へのメラミン混入や事故米穀¹の不正流通、産地偽装表示の問題など、食の安全・安心を揺るがすような事件が全国的に相次いで発生し、県内においても、平成20年度には冷凍野菜の産地偽装など数件の産地偽装事件が発生しております。

こうしたなか、国においては、平成21年5月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法²）が改正され、食品の産地偽装に対する直罰規定が創設されたほか、平成21年9月には、各省庁にまたがっていた情報を一元的に集約して調査・分析を行い、関係省庁に対して適切な措置をとるよう勧告するなど、消費者行政の司令塔の役割を担う機関として、消費者庁³が創設されました。

県においては、平成20年4月に食品ウォッチャー⁴を200名体制に増員したほか、平成20年10月から食品110番⁵を通話料無料のフリーダイヤルに変更するなど、食品表示適正化に向けた取組を強化してきました。また、平成21年4月には、国に先立ち「食品安全・消費生活課」を新たに設置し、庁内の消費者行政の一元化を図るとともに、JAS法等を他部局から移管して、食品の生産から消費までの安全・安心対策に総合的に取り組んでいます。

県では、現行の計画が本年度をもって終了することから、このような社会情勢の変化も踏まえ、平成23年度以降の新たな5ヶ年計画を策定することにしており、これと併せ基本指針についても、「国等との連携強化」を施策の方向性に盛り込むなど、必要な改定を行うものです。

1 事故米穀：68ページ参照 2 JAS法：68ページ参照

3 消費者庁：68ページ参照 4 食品ウォッチャー：69ページ参照

5 食品110番：70ページ参照

第2節 基本指針の役割

この指針は、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、長崎県が実施する食品の安全・安心確保に関する各種施策の方向性を示し、県民が安心して暮らせる食生活を確保する役割を担うものです。

第3節 責務及び役割

1 行政の責務

県民の健康保護を図るため、食品の安全・安心確保に関する施策を総合的、計画的に策定し、実施する責務があります。

2 食品関連事業者（生産者、製造・加工業者、流通・販売業者等）の責務

食品の安全・安心を確保するうえで重要な責任があることを認識し、行政機関が実施する食品の安全性確保に関する施策に協力するとともに、消費者に安全な食品を提供し、必要な情報を正確かつ迅速に提供する責務があります。

3 消費者の役割

消費者自らが食品の安全・安心に関する情報を収集し、正しい知識をもって合理的に判断するとともに、食品の安全性確保に関する施策について意見を表明し、安心した食生活ができるよう主体的に行動する役割があります。

第2章 指針の体系

この基本指針では、食品の「安全」に主眼をおいた「生産から消費までの食品の安全性の確保」対策として、

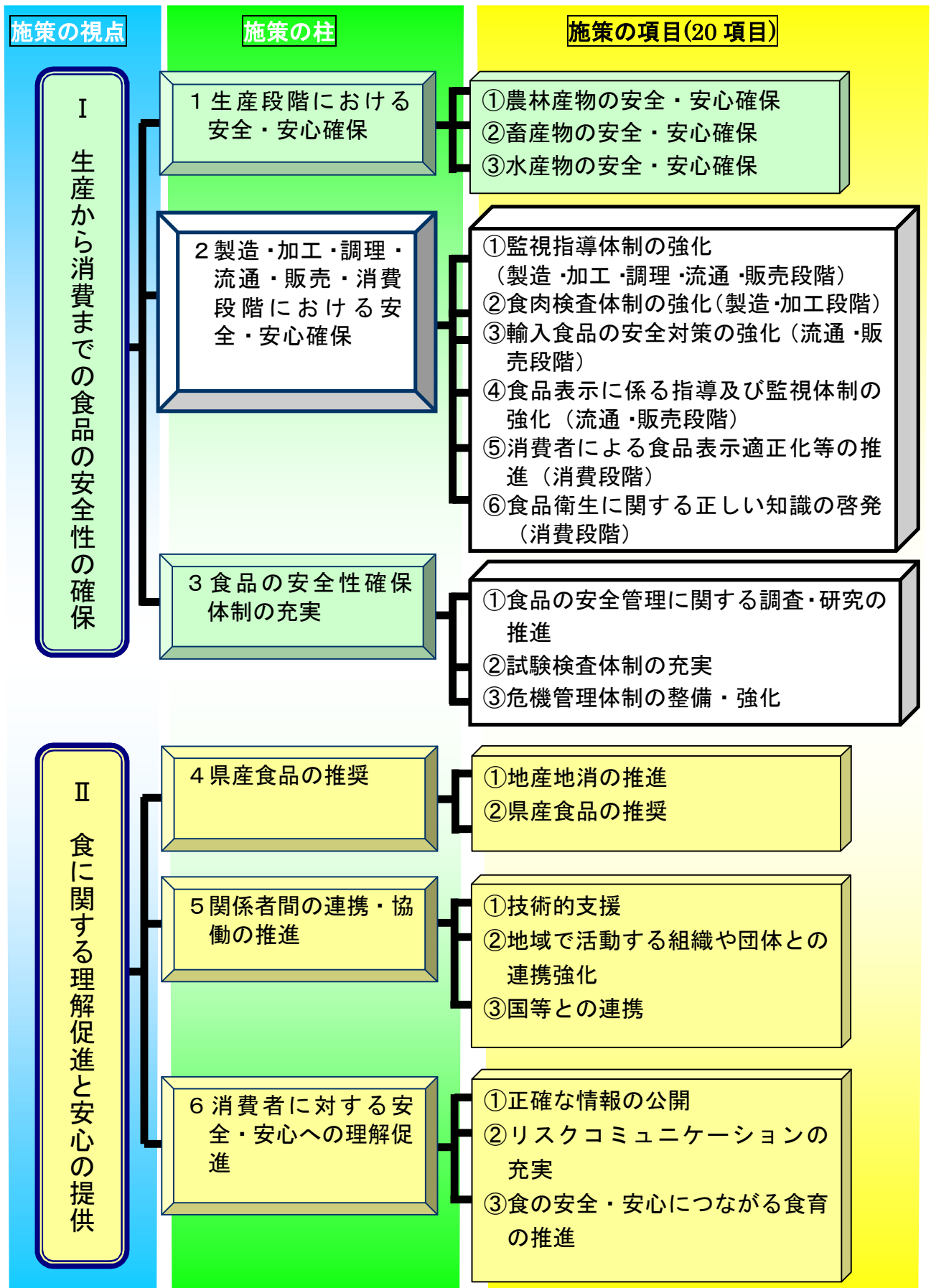
- 生産段階における安全・安心確保
- 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全・安心確保
- 食品の安全性確保体制の充実

食品の「安心」に主眼をおいた「食に関する理解促進と安心の提供」対策として、

- 県産食品の推奨
- 関係者間の連携・協働の推進
- 消費者に対する安全・安心への理解促進

の6つの施策の柱をもとに、食品の安全・安心確保を図ることとします。

●長崎県における食品の安全・安心確保基本指針体系図



第3章 施策の方向性

I 生産から消費までの食品の安全性の確保

第1節 生産段階における安全・安心確保

① 農林産物の安全・安心確保

消費者に安全・安心な農林産物を提供するために、生産者に対して、農薬の適正使用・管理に関する情報提供や啓発・指導の徹底を行うとともに、人と環境にやさしい農業を実践できる農業者の育成及び取組の推進を図ります。

② 畜産物の安全・安心確保

消費者に安全・安心な畜産物を提供するために、生産者及び関係者に対して、動物用医薬品⁶、飼料添加物⁷の適正使用等の啓発・指導の徹底を図るとともに、家畜衛生対策の強化や牛のトレーサビリティ⁸の適正運用を推進します。

③ 水産物の安全・安心確保

消費者に安全・安心な水産物を提供するために、養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用や養殖魚の適正管理に関する指導、並びに医薬品等の残留検査を実施するとともに、生産履歴を提供できる養殖業者を認定する「長崎県適正養殖業者認定制度⁹」等を推進していきます。

6 動物用医薬品：72 ページ参照

7 飼料添加物：70 ページ参照

8 トレーサビリティ：73 ページ参照

9 長崎県適正養殖業者認定制度：74 ページ参照

第2節 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全・安心確保

①監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売段階）

食品衛生法¹⁰に基づき、長崎県食品衛生監視指導計画¹¹を毎年策定し、食品製造・加工施設や調理施設の効率的かつ効果的な監視及び計画的な食品検査を行います。また、食品事業者に対して、講習会等を通じて食品衛生知識の普及及び自主衛生管理の徹底を推進し、食品事故防止に努めます。

②食肉検査体制の強化（製造・加工段階）

食肉等を原因とする健康被害を防止するため、検査体制を充実させ、食用の適否についての衛生検査及び施設の衛生保持と、関係者の技術向上に努めます。また、食肉衛生検査で得られた疾病データを関係部局と連携し、生産者へ還元することにより、病気の予防・排除を目指します。

③輸入食品の安全対策の強化（流通・販売段階）

食の多様化に伴い、輸入食品に接する機会が増えています。一方で、消費者の輸入食品の安全性に対する関心も高くなっています。国や近隣県との連携を図りながら、輸入食品に対する計画的な監視や、効率的な検査を行い、県民の安全な食生活確保を図ります。

④食品表示に係る指導及び監視体制の強化（流通・販売段階）

県内で販売されている食品の表示について、関係法律を所管している各部局と連携をとりながら、表示の適正化を図ります。また、食品表示に関する啓発活動を行うとともに、販売業者等に対して効率的な監視・指導を行います。

⑤消費者による食品表示適正化等の推進（消費段階）

食品表示制度の適正化に対して消費者が参画することで、食品関連事業者の食品表示等への意識付けを高めることが期待されます。

消費者の食品表示制度に対する理解促進に努めるとともに、適正化推進に向けて活動できる人材を育成します。

⑥食品衛生に関する正しい知識の啓発（消費段階）

消費者に対する講習会や広報活動を通じて、食品衛生に関する正しい知識の啓発・情報提供を行い、家庭での食中毒対策、感染症対策に努めます。

10 食品衛生法：68 ページ参照

11 食品衛生監視指導計画：69 ページ参照

第3節 食品の安全性確保体制の充実

①食品の安全管理に関する調査・研究の推進

食品衛生に関する調査・研究や、人と環境にやさしい農林水産物を提供するための研究開発及び技術確立を行うことで、県民の安全・安心な食環境の確保を目指すとともに、環境保全型農林水産業の構築を目指します。

②試験検査体制の充実

食品衛生法に基づく検査等に関する業務管理（G L P¹²）を徹底し、外部精度管理¹³や、内部点検業務を強化します。

また、検査機器の整備や、研修会等による職員の専門的知識及び技術の向上に努めます。

③危機管理体制の整備・強化

食品に関する様々な危機事象に対して、対応マニュアルの整備及び危機管理体制の構築を図るとともに、関係機関が連携して適切かつ迅速に対応できるよう、関係者の意識の高揚に努めます。また、食品事故発生時の風評被害の発生防止に努めます。

¹² GLP：69 ページ参照

¹³ 外部精度管理：64 ページ参照

Ⅱ 食に関する理解促進と安心の提供

第4節 県産食品の推奨

①地産地消¹⁴の推進

本県の豊富で優れた農林水産物の消費拡大及び日本型食生活の普及活動などを通じて、県内産農林水産物の地産地消を推進します。また、学校給食などにおいて地場産物の供給体制を確立し、県内産利用の定着に努めます。

②県産食品の推奨

長崎県の優れた農林水産物の中から、全国に通じる重点 PR 商品を選定し、ブランド化を推進します。また、本県産品のより一層のブランド化の推進を行うとともに、「食材の宝庫ながさき」をアピールできるよう認知度を向上させ、全国に通じるブランド育成を行います。

第5節 関係者間の連携・協働の推進

①技術的支援

衛生管理や安全性を考慮した生産方法など、生産者、食品製造業者及び食品営業者に対して技術的な指導や助言を行うことで、食品の安全・安心確保に関する技術向上を図ります。

②地域で活動する組織や団体との連携強化

食品の安全性に関する普及啓発活動や、地産地消、健康づくりなどの食育に関する活動等に、地域で活動する組織や団体とさらに連携を強化して取り組むとともに、研修会等を通じて、各組織・団体の育成に努めます。

③国等との連携

国や他自治体との連携を強化し、複数の法令で規制される食品表示や広域化する食品事案に迅速かつ的確に対応します。

14 地産地消：72 ページ参照

第6節 消費者に対する安全・安心への理解促進

①正確な情報の公開

県のホームページや広報誌等を通じて、県民に食品の安全・安心に関する確かな情報を、迅速にわかりやすく伝達するよう努めます。また、生産者、行政等の動向や、県内農林水産物の安全・安心に関する情報を提供することで、消費者の理解促進に努めます。

②リスクコミュニケーション¹⁵の充実

より多くの消費者、食品関連事業者及び行政等の関係者が、食品の安全・安心に関する情報を共有し、意見を交換することで、相互理解が深められるよう、リスクコミュニケーションの充実を図ります。また、得られた意見や提言については、食品の安全・安心確保施策に活かすことができるよう努めます。

③食の安全・安心につながる食育の推進

長崎県の農林水産業に対する理解を深めるため、生産者や消費者の交流を促進するとともに、すべての世代の県民が、食を選択する力を養い、家庭、学校、地域において適正な食生活を実践できるよう、食品の安全・安心に関する正しい知識の普及を図ります。

15 リスクコミュニケーション：77ページ参照

第4章 食品の安全・安心確保の進め方

県民の食品の安全・安心確保のため、行政機関、食品関連事業者の責務及び消費者の役割をふまえて関係者がお互いに連携し、総合的に各施策を推進していくことが重要です。

県は、食品の安全・安心確保基本指針に掲げた方針に則り、計画的に施策を実施し、その進捗状況や効果を評価・検証、見直しを行い、食品の安全・安心確保に努めます。

さらに、緊急食品事故等の危機管理対策に対して関係部局が連携し、総合的な対応を行うとともに、県民に対して、食品の安全性を周知し、安心感を与えるために、食品の安全・安心に対しての正確で迅速かつ適切な情報提供を行います。

第1節 県民の意見の反映

食品の安全・安心確保を実効性のあるものにするためには、県民が行政に対して何を求めているのかを把握し、施策に反映させることが重要です。

県では、食品の安全・安心確保施策の円滑な推進を図るため、消費者団体、農業団体、漁業団体、食品営業者団体、食品製造・加工関係者、食品流通関係者、学識経験者及び一般公募者で構成する「長崎県食品安全・安心委員会」を設置し、幅広く県民の意見を施策に反映させるよう努めます。

第2節 各種計画の策定

食品の安全・安心の確保は総合的、統一的及び効果的に行っていくことが重要です。

県では、本指針に基づき、適切に食品の安全・安心を確保するための具体的な計画を策定します。

第3節 各施策の推進体制の強化

本指針に基づく食品の安全・安心確保施策を効果的かつ計画的に推進するためには、関係者等の緊密な連携及び調整が重要です。

県では、副知事並びに関係部長及び教育長で構成する「長崎県食品安全・安心推進会議」のもと、食品の安全・安心確保施策の進捗状況や効果を評価、検証し、一層の推進を図ります。

さらに、緊急食品事故等の危機管理対策として、必要に応じて専門部会を設置し、関係部局の連携のもと適切な対応を行います。

第4節 指針の見直し

食品の安全・安心確保に係る法律等の改正及び食品の安全・安心確保に影響を及ぼす大きな変化が発生した場合などには、必要に応じ見直しを行います。

指針の見直しにあたっては、長崎県食品安全・安心委員会の意見やパブリックコメントの実施による「県民の声」を反映し策定します。

第5節 情報の提供

県民に対して、食品の安全性を周知し、安心感を与えるためには、食品の安全・安心に関する正確な情報を、適切かつ迅速に提供することが重要です。

このため、県のホームページや広報誌等により、食品の安全・安心に関する情報を広く県民に周知します。

【長崎県における食品の安全・安心確保の進め方】

